

委 託 契 約 書 （案）

委託業務の名称 次期総合医療情報システム更新に係るコンサルティング業務
契 約 期 間 令和8年10月1日から令和11年3月31日まで
委 託 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
契 約 保 証 金 （免除）

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書の業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別紙「業務仕様書」により、頭書の業務を、頭書の履行期間内に完了するものとする。
2 前項の「業務仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に再委託してはならないものとする。
ただし、受注者から事前に申し出があり、発注者の承認を得たものについてはこの限りではない。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（委託業務の調査等）

第5条 発注者は必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めるとともに、その業務の実施について必要な指示ができるものとする。

（資料等の提供）

第6条 発注者は、受注者に対し本件業務の遂行に必要な資料、機器等（以下「資料等」という。）の提供について、受注者から申請があった場合、その是非を検討し、提供可能な場合は無償で貸与、開示等を行うものとする。

（資料等の管理）

第7条 受注者は、前条の規定により発注者から提供された資料等を本件業務以外の用途に使用してはならない。

2 受注者は、発注者から提供された資料等を、発注者の書面による事前の承諾無く複製し、又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。

3 受注者は、その管理下の施設において次の事項についての安全管理上必要な措置を講じなければならない。

（1）委託業務を処理する施設等の入退室

（2）発注者から提供された資料等

（3）契約目的物、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び磁気テープ、FD等の電子記録媒体を含む。）の作成、使用及び保管

（4）その他仕様書で指定したもの及び必要に応じて発注者が指定したもの

4 発注者は、前項の内容を確認するため、受注者に対して個人情報の管理を含めた受注者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

（個人情報の管理）

第8条 受注者は、発注者から提供された資料等のうち個人情報に関わるもの及び契約履行のために受注者が作成したそれらの情報を含む記録媒体その他のものは、施錠又は入退室管理の可能な保管庫に格納するなどの措置を行わなければならない。

2 受注者は、個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を整備し、その管理状況を記録しなければならない。

3 受注者は、発注者から要求のあったときは、前項の管理記録を提出しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 受注者は、この契約書第7条の規定で提供を受けた資料等について、当該資料が業務の遂行上必要なくなった後、速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の返還時において個人情報に係るものについては、前条第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出、報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第10条 受注者は、この契約の履行のために、その保有する記録媒体上（ハードディスク、USB メモリ、DVD、CD、出力帳票等の媒体、その他電子記録媒体を含む一切の記録媒体）に存在する一切の情報について、第13条に定める発注者の検査終了後、すべて消去しなければならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 前項の消去結果について、受注者は記録媒体ごとに消去した情報項目、数量、消去方法、消去日時等を明示した文書で発注者に報告しなければならない。

3 この契約書第3条の規定で発注者が承認した再委託先がある場合、再委託先の情報の消去については、受注者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含めなければならない。

(業務内容の変更)

第11条 発注者は必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第12条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は協議して決めるものとする。

(検査)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、第三者に委託して検査を行うことができるものとする。

3 検査において必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第1項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に業務の履行状況を確認する検査を行うものとする。

5 前項の検査の結果、不合格あるいは疑義を生じ、業務の履行内容について補正あるいは再調査の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正あるいは再調査を行い、発注者に補正あるいは再調査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については、前項を準用するものとする。

(委託金の支払)

第14条 受注者は、前条の規定により、検査に合格したときは、発注者に対して委託金の支払を別紙支払計画書のとおり請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した月の翌月末までに、受注者に委託金を支払わなければならない。

3 契約期間中に消費税法等の改正により消費税率及び地方消費税率の変更があった場合、それ以降の本業務に係る消費税等相当額は、改正後の税率により計算する。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 受注者は、前項の規定を遵守するための措置を、その現に雇用する使用人のほか、離職した使用人に対しても講じなければならない。

(履行期間延滞の損害金等)

第16条 受注者は、その責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金額について遅滞日数に応じ、年3%の割合で計算した損害金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の場合、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないと認めたとき。

(2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

(3) 受注者に不正行為又は重大な過失があると認められたとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第18条 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対してその損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 受注者は、前条の規定により、契約を解除された場合において損害が生じて、発注者に対して損

害賠償を請求できないものとする。

(運搬責任)

第19条 業務の遂行に必要な物品（書類等を含む）の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は全て受注者の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第20条 この契約に係る訴訟の必要が生じた場合は、地方独立行政法人宮城県立病院機構本部事務局所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(契約書作成等の経費)

第21条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な経費は、受注者の負担とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

(1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前各号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(その他)

第23条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年9月 日

(発注者) 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター総長 山田 秀和

(受注者)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら収集し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、) 直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する) ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある) ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、事前通知の上、実地に調査する場合がある。

(指示及び報告等)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第13 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。